

平成27年度～29年度介護保険料 第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料改定について

■ 65歳以上の方の介護保険料は、介護サービスにかかる費用や滑川市における被保険者数の見込みなどを基に、3年ごとに見直しが行われます。

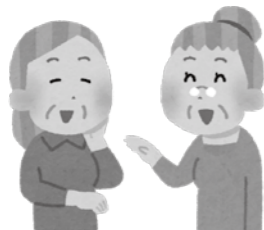
今回の見直しで、平成27年度から平成29年度の保険料基準額（年額）は、68,500円となります。

また、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細やかな保険料設定のために、所得段階がこれまでの10段階から11段階に変更となりました。

※年度途中で65歳になられた方や転入された方は、その日の前日の属する月から月割りでの賦課になります。

※介護保険料の納め方には、年金からあらかじめ差し引かれる「特別徴収」と口座振替または納付書で納めていただく「普通徴収」があります。なお、特別徴収と普通徴収は被保険者自身が選択することはできません。

7月中旬に、一年間の介護保険料決定通知書または介護保険料納入通知書を発送しますので、保険料と納付方法をご確認ください。



所得段階	対象者	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・住民税非課税世帯で本人の前年における課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	27,400円
第2段階	・住民税非課税世帯で本人の前年における課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	41,100円
第3段階	・住民税非課税世帯で本人の前年における課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	48,000円
第4段階	・本人が住民税非課税、かつ世帯の中に住民税課税者がいる方で本人の前年における課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	58,200円
第5段階	・本人が住民税非課税、かつ世帯の中に住民税課税者がいる方で本人の前年における課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	68,500円
第6段階	・本人が住民税課税（合計所得金額120万円未満）の方	75,400円
第7段階	・本人が住民税課税（合計所得金額120万円以上190万円未満）の方	85,600円
第8段階	・本人が住民税課税（合計所得金額190万円以上290万円未満）の方	102,800円
第9段階	・本人が住民税課税（合計所得金額290万円以上400万円未満）の方	116,500円
第10段階	・本人が住民税課税（合計所得金額400万円以上700万円未満）の方	119,900円
第11段階	・本人が住民税課税（合計所得金額700万円以上）の方	123,300円

問合せ先

◎介護保険料の決定額および納め方に関すること
税務課（内線233・234）

◎介護保険料の改定および介護保険サービスに関すること
福祉介護課（内線391・394）

後期高齢者医療保険料 について

高齢者の医療の確保に関する

特定健康診査の受診と適正な受診について

◎7月に、市が委託した民間事業者から、40歳～74歳の方を対象に、電話で特定健康診査の状況を確認させていただきます。ご自身の健康状態を知るためにも、生活習慣病の予防を目的とした特定健康診査の受診をお願いします。

◎休日・夜間に医療機関で受診される場合、医療費が高く設定されていますので、本人負担も高くなります。

医療機関で受診される際には、急病など、やむを得ない場合を除いて、昼間の診療時間内に受診しましょう。

また、軽い症状の方が、休日や夜間に救急外来を訪れることで救急外来が混みあい、緊急性の高い重傷患者の治療に支障をきたします。

地域の救急医療体制を維持するため、医療機関での適正な受診について、ご理解・ご協力をお願いします。

▼問合せ先
市民課（内線383）

後期高齢者医療保険料に
ご加入の皆さんへ

4月に新しくお配りした、「ごみの分け方・出し方心得手帳」をご活用いただき、ごみの減量化・資源化の推進に引き続きご協力をお願いいたします。

▼問合せ先
生活環境課（内線331）

後期高齢者医療被保険者証（8月1日から有効）を、7月15日(水)から簡易書留にて順次発送します。

ご不在の場合は「不在票」が投かんされますので、郵便局へお問い合わせください。

なお、お受け取りのないまま1週間を経過しますと、市へ返送されますので、届かない場合は滑川市役所 市民課窓口にお問い合わせください。

また、医療機関受診時の一部負担金の割合（1割または3割）が、前年の所得などによる判定に伴い変更となっている場合がありますので、ご注意ください。

▼問合せ先
後期高齢者医療広域連合事業課
☎46517502
市民課（内線384）

る法律施行令の改正により、後期高齢者医療保険料の均等割額について、2割軽減・5割軽減が適用される対象世帯が拡大します。

なお、平成27年度の保険料率（所得割率、均等割額）については、前年度から変更はありません。

■5割軽減を適用
改正前 被保険者および世帯主の総所得金額等が「33万円+24・5万円×世帯の被保険者数」より低い世帯
改正後 被保険者および世帯主の総所得金額等が「33万円+26万円×世帯の被保険者数」より低い世帯

■2割軽減を適用
改正前 被保険者および世帯主の総所得金額等が「33万円+45万円×世帯の被保険者数」より低い世帯
改正後 被保険者および世帯主の総所得金額等が「33万円+47万円×世帯の被保険者数」より低い世帯

※平成27年度の保険料額については、7月中旬に決定（納入）通知書をお送りします。

▼問合せ先
後期高齢者医療広域連合事業課
☎46517503
税務課（内線233・234）

国民健康保険税についてのお知らせ

■平成27年度国民健康保険税の税率・負担額について
地方税法などの改正により、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられます。

医療分課税限度額が51万円から52万円に、後期高齢者支援金分課税限度額が16万円から17万円に、介護分課税限度額が14万円から16万円になります。

これにより、国民健康保険税の最高額は67万円から69万円となります。

なお、40歳から64歳の被保険者は介護分も課税され、その場合の国民健康保険税の最高額は81万円から85万円になります。

保険税率などについては、日頃から、皆さんが健康管理に努めていただいたおかげで、平成27年度も据え置くこととなりました。

区分	医療分	後期支援分	介護分
所得割額	6.8%	2.0%	2.0%
均等割額（1人）	25,500円	6,000円	8,000円
平等割額（1世帯）	23,400円	6,600円	7,500円
課税限度額	52万円	17万円	16万円

■低所得者に係る保険料軽減の拡充について

低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得が引き上げられます。7割軽減の判定基準は変わりません。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
可燃ごみ	6929.14 t	6814.64 t	6948.81 t
不燃ごみ	426.51 t	426.50 t	412.97 t
資源ごみ	1135.82 t	1121.31 t	1054.70 t
資源ごみ（集団回収）	788.51 t	829.73 t	760.91 t
合計（総排出量）	9279.98 t	9192.18 t	9177.39 t
年度末の住民基本台帳人口	33,818人	33,668人	33,604人
1人1日あたりのごみ排出量	751.80 g	748.01 g	748.23 g

平成26年度のごみの総排出量は9177・39tとなり、前年度と比較して14・79tの減少となりました。しかしながら、可燃ごみの量が増加し、資源ごみの量が減少していることから、可燃ごみの中に資源となるごみが混ざっている可能性があります。

軽減判定所得（改正前）

◎5割軽減
A ≤ 33万円 + 24万5千円 ×（被保険者数 + 特定同一世帯所属者数）

◎2割軽減
A ≤ 33万円 + 45万円 ×（被保険者数 + 特定同一世帯所属者数）

※世帯の前年中の所得の合計 = A



軽減判定所得（改正後）

◎5割軽減
A ≤ 33万円 + 26万円 ×（被保険者数 + 特定同一世帯所属者数）

◎2割軽減
A ≤ 33万円 + 47万円 ×（被保険者数 + 特定同一世帯所属者数）

※世帯の前年中の所得の合計 = A

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の被保険者となった後も同一世帯に属する方です。

■納付回数について

国民健康保険税の納付回数が9回から8回へと変更になります。

問合せ先 市民課（内線383）
税務課（内線237）